

行政がこれから進めていくこと

1 町民の参画機会の拡充

- 各種審議会などに公募枠を設けます。
- 町民と行政の協議の場として「協働のまちづくり協議会（仮称）」を設置します。

2 各種団体の活動支援

- 自治会などの活動を支援します。
 - ①住民自らがつくる地域づくり計画 ②地域で実施する小規模事業 ③自治会の情報交換を目的とした連合組織の組織化 ④そのほか、自治会の主体的な協働の取り組みを一を支援します。
- 現在ある助成制度の見直しと、新たな助成制度を創設します。

3 人材の育成

町民と行政など関係団体を調整できるコーディネーターや各種団体の活動でリーダーシップを取れる人材の育成に努めます。

4 情報の提供と情報の共有

自治会や地域づくり団体が実施している協働の取り組みについて、広報やホームページなどを活用して情報提供します。また、その取り組みを町内外に情報発信できる仕組みづくりをします。

5 役場庁舎内の体制

- 地域と行政の協働を進めるため、職員も積極的に参画します。
- 全庁的な推進体制づくりをします。
- 地域と行政の橋渡し役として、地域担当職員制度を整備します。
- 自治会などが計画する事業などに対する相談体制を整備します。
- 公共施設の維持管理は、指定管理者制度により見直しを行います。



6 その他

- 地域での活動の和を広げ、ボランティア活動などを促進する手段として、地域通貨制度の導入を検討します。
- 町の自治の基本原則などを定める条例化を検討します。



昨年8月の協働のまちづくり懇談会（江刈農村センター）

指針は、新たな住民自治を展望しながら、町民も行政も同じ視点に立って進めていくための共通の方向性を示したものです。

三つの段階での協働

協働のまちづくりを進めるためには、町民と行政との協議の場をつくることや行政の体制づくりが大切になってきます。このことから、新たな施策の立案や企画段階から町民が参画する機会を増やしていきます。事業を実施する段階では、さまざまな協働が考えられます。町民だけ、

行政だけで行うよりも、協働して事業を行う方がより効果的、効率的だと考えられるものや、地域課題を解決するために町民が主体的に取り組む事業などについては、必要な施策を講じていきます。

また、町有施設の管理では指定管理者制度の導入により、これまで行政が担ってきた役割の一部を町民や企業が分担できるように行なう。行政サービスとして継続的に行われている事業や施設管理などについても、協働による運営に切り替えていきます。

協働の基本的な考え方

町民と行政の協働は、不特定多数の人たちに利益をもたらすものでなければなりません。お互いを尊重しながらも役割分担をし、対等な立場で協力し合うことが原則です。

町民の活動は、協働の名の下に強制されるものではなく、あくまでも自主的・主体的であることと、自らが決定し、自らの責任で行うことを原則としています。情報を共有し、お互いの役割を理解して、助け合いながら進めていきたいと思います。